

フィンランド事業拠点設立 ガイドブック

2025年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

調査部

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地の法律事務所 Bird & Bird 法律事務所に作成委託し、2025 年 2 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Bird & Bird 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Bird & Bird 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

はじめに	1
I. フィンランドにおける事業形態	2
II. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要	3
III. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細	4
IV. 登記手続き	9
V. 設立後に必要な対応	15
VI. ビザの種類、イミグレーション	15
VII. 事業開始に必要な手続	19

はじめに

2023年10月現在、フィンランドには160社の日本企業が進出している（外務省「海外進出日系企業拠点数調査（令和5年10月1日）」）。林業や金属機械産業、情報通信産業などの主要産業があり、近年はスタートアップエコシステムや先進的な循環型経済の取り組みなどでも注目を集めている。

フィンランドに進出、投資を検討している日本企業および在欧日系企業を対象に、フィンランドの登記、ビザ、進出形態など含む拠点設立に関して日本語による解説資料（ガイドブック）を提供する。読者がフィンランドにおける事業拠点設立や事業展開を検討するに際して、このガイドブックがお役に立てば幸いである。

2025年6月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ロンドン事務所
調査部欧州課

I. フィンランドにおける事業形態

1. 有限責任会社 (osakeyhtiö, 略称は Oy)

フィンランドでは、非公開会社である有限責任会社が最も一般的な事業形態であり、フィンランド有限責任会社法が適用される。非公開会社である有限責任会社は独立した法人格を持ち、株主とは別の法的地位を有する。株主の責任は会社への出資額に限定され、個人資産が保護される。非公開会社である有限責任会社の最低資本金要件は 2019 年に廃止され、最低資本金なしで設立できるようになった。詳細については、以下の第 II 及び第 III を参照されたい。

非公開会社である有限責任会社と、公開会社である有限責任会社 (julkinen osakeyhtiö, 略称は Oyj) の主な違いは、株式の取引にある。公開会社である有限責任会社の株式は、証券取引所等の市場で売買することができる。公開会社である有限責任会社はフィンランド有限責任会社法が適用されるが、最低資本金として 8 万ユーロが必要となる。また、会社の組織の仕組みとしては取締役会と代表取締役がある。株主と公共の利益を保護するため、厳格な報告を行うこと及び透明性基準を遵守することが義務付けられている。

2. 外国企業の支店 (sivuliike)

支店とは、フィンランドで事業を展開する外国企業の一部である形態である。他の事業形態とは異なり、支店は本社とは別の法人格を有さない。支店は本社と同じ法的枠組みの下で運営され、フィンランド国内での活動にはフィンランドの法律が適用される。支店の債務や義務については、本社である外国企業が全責任を負う。支店はフィンランド国内で発生した所得に基づいて課税される。詳細については、以下の第 II 及び第 III を参照されたい。

フィンランドでは、有限責任会社や支店以外にも、さまざまなニーズに合わせた法的事業形態が認められている。

3. ジェネラル・パートナーシップ (avoin yhtiö)

ジェネラル・パートナーシップは、個人又は法人を問わず少なくとも 2 名のパートナーを必要とする事業形態である。パートナーはパートナーシップの債務に対して無制限の連帯責任を負い、個人資産がリスクにさらされる可能性がある。ジェネラル・パートナーシップは設立資本金の要件はなく、パートナー間の契約によってオペレーションが規定される。ジェネラル・パートナーシップは税務上の透明事業体であり、利益はパートナーに直接配分され、各パートナーの課税所得となる。パートナーが法人である場合、課税はその法人に適用される課税ルールに従う。パート

ナーが個人である場合、課税所得は前課税年度におけるパートナーシップの純資産に対するパートナーの持分割合に基づき、パートナーのキャピタル・ゲインとインカム・ゲインに応じて所得税が課税される。ジェネラル・パートナーシップはフィンランドでは比較的稀な事業形態であり、起業家間に強い信頼関係がある家族経営のようなケースに適している。

4. リミテッド・パートナーシップ (kommandiittiyhtiö)

リミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーシップに似ているものの、少なくとも1名のジェネラル・パートナーと1名のリミテッド・パートナーが必要となる。ジェネラル・パートナーは、アクティブ・パートナーとも呼ばれ、ジェネラル・パートナーシップの場合と同様に、パートナーシップの債務に対して個人的に責任を負う。これに対し、リミテッド・パートナーは、パートナーシップ契約で定められた出資額を限度として責任を負う。リミテッド・パートナーシップは、比較的小規模で、主に自身の労働に基づいて事業を行う起業家が、信頼できる投資家を求める場合に適している。ジェネラル・パートナーシップもリミテッド・パートナーシップも、有限責任会社に比べてより簡易な会社形態といえる。

5. 個人事業 (toiminimi)

個人事業は最もシンプルな事業形態であり、一個人によって所有・運営される。個人事業主は、事業上の義務に対して無制限の個人責任を負う。事業主とビジネスの間に法的な分離はなく、利益は事業主の個人所得として課税される。個人事業は設立が容易であるため、小規模な事業やフリーランスの活動に適している。

II. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の概要

1. 有限責任会社

有限責任会社はフィンランドで最も一般的な事業形態で、小規模なスタートアップ企業から大企業まで幅広く利用されている。有限責任会社は独立した法人であり、会社自体は株主とは異なる法的権利と義務を有する。有限責任会社の主なメリットは、株主の責任が限定されていることである。株主の個人資産は保護され、金銭的責任は会社への出資額に限定される。このため、投資家や起業家にとっては、個人の財産的リスクを最小限に抑えられる点で魅力的な事業形態となっている。有限責任会社にはフィンランド会社法が適用される。

有限責任会社は、所有権、ガバナンス、オペレーション規模の面で柔軟性がある。小規模企業から大企業まで幅広いビジネスに対応でき、株式の発行も容易となっている。会社は取締役会によって運営され、比較的規模の大きい会社では日常業務を

担当する代表取締役が選任されることが多い。株主は株主総会により、又は総会を招集しない場合は全員一致で、重要な決定を行う。株主の影響力は保有する株式の議決権数に基づく。さらに、株主は株主間契約で意思決定プロセスについて合意することにより株主の権利と影響力をより具体的に規定することもできる。

有限責任会社の主なメリットのひとつは、成長と発展を可能にする点にある。有限責任会社は独立した法人であるため、会社自身の名義で契約を締結したり、資産を所有したり、負債を負ったりすることができる。会社と株主が分離しているため、資金を調達して事業を拡大しやすいといえる。さらに、有限責任会社にはフィンランドの法人税率（現時点では 20%）が適用され、株主に支払われる配当金も課税対象となる場合がある。

2. 支店

支店（駐在員事務所含む）は、フィンランドで事業を行う外国企業の一部として機能する形態である。有限責任会社とは異なり、独立した法人格を持たず、親会社（本社）の一部とみなさる。そのため、本社は支店の業務及び債務に対して全責任を負い、支店がフィンランドで負う債務や義務については、本社が直接責任を負うこととなる。この形態は、完全な子会社（有限責任会社）の設立に比べて、より簡易で負担が少ない。

適用法令はフィンランド企業法。

支店は、有限責任会社と同等の法的保護を受けるものではないが、新しい法人を設立せずにマーケティング、販売、管理機能などの限定的な事業活動を行いたい企業には適している。支店は、子会社を設立するよりも簡単に迅速な設立が可能のため、フィンランドの市場を試験的に開拓したい企業や、一時的に拠点を置きたい企業がよく利用する。

税制面では、支店は有限責任会社と同様にフィンランド国内で発生した所得に対してフィンランドの法人所得税が課せられる。ただし、支店の利益は親会社（本社）全体の利益から切り離されたものとはみなされないため、税務上の取扱いは本社の管轄地域によって異なる可能性がある。親会社は支店の債務に対して全責任を負い、有限責任会社の場合のような株主に対する責任保護はない。

III. 日本企業が採用する代表的な各事業形態の詳細

	有限責任会社（子会社）	支店
--	-------------	----

法人格	独立した法人格を有し、契約を締結する。	本社（外国企業）の一部として独立した法人格を持たず、フィンランド支店として本社を代理して契約を締結する。本社の財務状況にはフィンランドでの収益が反映される。
株主／会社の責任	<p>会社の株主の責任は、株式の払込金額（資本金又は投資された自由資本準備金に計上）に限定される。</p> <p>非公開有限責任会社の資本金の最低額は0ユーロ、公開有限責任会社の場合は、最低資本金として8万ユーロが必要であり、資本金を計上する場合、その金額は会社登記前に支払われる必要がある。資本金は、後日増額することも可能で、株主は会社の債務に対して個人的な責任を負わない。</p>	親会社（本社）が直接の責任を負う。
設立書類	<p>設立に必要な書類は、メモランダム・オブ・アソシエーション（memorandum of association）、定款及び関連書類が添付された商業登記届出書（trade register notification）である。</p> <p>有限責任会社には会社設立に関する標準的な商業登記届出書を提出する義務があり、届出には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役及び（該当する場合）代表取締役による、有限責任会社法に従って会社が設立された旨の宣誓 ・会社に資本金がある場合、株式の払込金額の支払いに関する監査人の証明書、又は監査人が任命されていない場合は株式払込金額の支払いに関するその他の証拠 ・定款の写し 	<p>設立に必要な書類は、支店設立に関する決議及び親会社の国内登記簿からの抜粋などの関連書類を添付した商業登記届出書である。</p> <p>本社は、支店の営業開始前に、支店設立に関する商業登記届出書を提出しなければならない。支店を設立する企業が欧州経済領域（EEA）外の国に所在する場合は、支店の設立についてフィンランド特許登録庁（Finnish Patent and Registration Office）からの許可も必要となる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・メモランダム・オブ・アソシエーションの原本 ・手続料金が支払われたことを示す領収書 	
設立手続き	<p>商業登記簿に登録されることにより法的に設立される。</p> <p>オンラインで会社を設立することも可能で、オンラインの場合は登記プロセスが迅速になるが、より厳格な要件が課される。例えば、18歳未満の者はオンラインで有限責任会社を設立することはできないなど。オンライン登記には以下の2種類が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ① <p>書類をフィンランド特許登録庁が提供するサービスで作成するガイド付きセットアップパッケージ。</p> <p>この方法は、会社が標準フォームの定款を選択した場合、株式に払込金額がない場合、及び資本金が0ユーロの場合にのみ可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ② <p>スタートアップ届出（自身で書類のドラフトを作成する）。</p> <p>この方法は、会社に資本金がある場合、株主が企業又は組織であり申請者がフィンランドの個人識別コードを有していない場合、又は設立される会社が公開会社である有限責任会社である場合に適している。</p> <p>基本的な法人設立及び法定書類の準備にかかる弁護士費用は、商業登記の費用に</p>	<p>商業登記届出書には以下の書類を添付する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店の設立を証明するもの（例：関連する取締役会議事録の写し） ・代表者の選出に関する声明 ・本社の商業登録簿の写し又は本社の存在を証明するその他の書類 ・本社のメモランダム・オブ・アソシエーション、定款、規程又はその他これに類する書類のフィンランド語又はスウェーデン語の写し又は法的に有効な翻訳 ・商号の署名権付与の表示及び商号の署名方法の詳細 ・支店を設立する会社が EEA 外の国に所在する場合、支店設立が許可されている旨の証明 ・法定機関又はその機関のメンバーとして会社を代表する権限を有する者の詳細 ・商業登記手続料の支払いを証明する領収書 ・フィンランドの個人識別番号を持たない者で、外国法人や財団に関する登録簿の抜粋に記載されていない人物が商業登記簿への登録対象として報告される場合、その人物の存在を証明する書

	<p>加えて、2,500 ユーロから 4,500 ユーロ程度。</p>	<p>類（例：その人物のパスポートの認証済み写し）</p> <p>基本的な設立及び法定書類の作成にかかる弁護士費用は、商業登記費用に加えて、2,500 ユーロから 4,500 ユーロ程度。</p>
監査役／代表者	<p>フィンランドの法律では、直近の会計年度及びその直前の会計年度の両方において、次の 3 つの条件のうち 2 つ以上の条件を満たす場合は、監査役を任命する必要がある。</p> <p>① 貸借対照表の総額が 100,000 ユーロを超える</p> <p>② 純売上高又はこれに相当する収益が 200,000 ユーロを超える</p> <p>③ 従業員の平均人数が 3 人を超える</p>	<p>商業登記届出書には支店の代表者の詳細情報を記載する必要がある。代表者は、フィンランドに 12 カ月以上継続して居住している者又は居住する予定の者でなければならない。ただし、本社及びフィンランド支店を代理して様々な通知を受け取る役割を担う。ただし、本社が EEA 加盟国の法律に基づいて設立され、EEA 加盟国に本拠地又は本社を置く場合は、代表者は EEA 内に居住していなければならない。</p>
収益報告／監査	<p>承認された財務諸表は、会計年度終了後 8 カ月以内にフィンランド特許登録庁の一部門であるフィンランド商業登記所（Finnish Trade Register）へ提出しなければならない。</p>	<p>本社の財務状況にはフィンランド支店の収益が反映される。フィンランドに登記された支店は、会計年度終了後 6 カ月以内に財務諸表をフィンランド商業登記所へ提出しなければならない。財務諸表が EU 規則又はそれと同等の方法に従って作成されていない場合、支店の財務諸表はフィンランドの法律に従って作成し、その形式で提出する必要がある。</p>
取締役会／代表取締役の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍要件 <p>取締役及び代表取締役のフィンランド国籍は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住要件 <p>取締役：少なくとも 1 名が EEA 内に居住していれば特別な許可は不要だが、それ以外の場合はフィンランド商業登記所による許可が必要。</p>	<p>フィンランド人の取締役を選任する必要はない。</p>

	代表取締役：原則として EEA 内に居住している必要があり、居住していない場合はフィンランド商業登記所から特別な許可を取得する必要がある。	
会議	<p>有限会社は前会計年度の終了後 6 カ月以内に全株主を対象とした定時株主総会 (Annual General Meeting) を開催する必要がある。また、必要に応じて臨時株主総会 (Extraordinary General Meeting) や取締役会 (Board of Directors' meeting) を任意に開催することも可能である。</p> <p>これらの会議はフィンランドで開催する必要はないが、海外で開催される場合は、恒久的施設 (permanent establishment) が形成されるリスクに留意すべきである。</p>	支店としての独自の会議体を開催する必要はない。
税金	全世界における利益及び収益に対して比例税率の法人税が課される。なお、2024 年における法人税率は 20% である。	本社の本店所在国では、会社全体の総収入に対して課税が行われる。本社の本店所在国における二重課税は、フィンランドで支払った税額の控除を受けることにより防ぐことが可能。
言語	フィンランド商業登記所又はフィンランド税務当局 (Finnish Tax Administration) 登録に提出する書類はすべてフィンランド語又はスウェーデン語に翻訳される必要がある。	
登記期間	フィンランド商業登記所は、通常 21 日以内に登記を行わなければならないが、届出が電子的に提出された場合は 5 営業日以内に行わなければならないとされているが、遅延が生じる場合もある。	
登記手数料	有限責任会社の通常の登記手数料は 370 ユーロ、オンライン登記手数料は申請タイプによって 370 ユーロ又は 280 ユーロである。	支店の登記手数料は、通常の方法及びオンラインによる方法ともに 370 ユーロである。

	正式名称の商号とは別の商号を登録する場合の手数料は1件につき70ユーロである。	
実質的支配者に関する報告	有限責任会社の実質的支配者（beneficial owners）に関する届出をフィンランド商業登記所に提出する義務がある。	支店としての独自の報告をフィンランドにおいて行う必要はない。
商業登記情報の更新	注：2026年より、有限責任会社及びフィンランドに支店を設立した外国企業は、毎年、商業登記簿に記載された情報を更新することが義務付けられる。 さらに、2026年以降は、すべての企業が、設立届出及びその他の情報を、YTJ サービス（フィンランドで企業や団体の登録情報を管理し、共有するための公式オンラインサービス）を通じて電子的にフィンランド商業登記所に提出することが義務付けられる。	

IV. 登記手続き

1. 有限責任会社

(1) 必要情報

有限責任会社は、会社設立に関する標準的な商業登記届出書を提出する義務がある。この届出（フィンランド語又はスウェーデン語）は、YTJ サービスのウェブページ¹からオンライン又は紙媒体で提出することができる。紙媒体の場合はフィンランド商業登記所に持参又は郵送によって提出する。

届出には、会社の基本情報（会社名、所在地、事業内容、TOLコード（フィンランドの統計局（Tilastokeskus）が作成した産業分類コード）、取締役、事業年度）を記載する必要がある。

届出には以下の書類を添付する必要がある。

- 商業登記届出書
- 取締役及び代表取締役による、有限責任会社法に従って会社が設立された旨の宣誓

¹ YTJ サービスのウェブサイト <https://www.ytj.fi/>

- 会社が資本金を有する場合は、株式の払込金額の支払いに関する監査報告書、又は監査人が任命されていない場合は株式の払込金額の支払いに関するその他の証拠
- 定款の写し
- メモランダム・オブ・アソシエーションの原本
- 手続手数料が支払われたことを示す領収書
- 届出に記載された取締役のうちフィンランドの個人識別番号を有しない者のパスポート及び住所の写し

通常、会社の定款には、取締役の最大員数及び最小員数、任期、取締役その他の者の代表権限、株主総会の手続き等を定める。株式の譲渡制限は、「承認又は償還」の仕組みにより可能となっている。この仕組みでは、発行会社が株式譲渡を制限したい場合には、発行会社又は株主の請求によりその株式を償還することができる。

設立に関連して、会社は付加価値税登録、予備源泉徴収登録、及び雇用者登録も必要になる可能性がある。詳細については以下の第 VII を参照されたい。

(2) オンライン登記

オンライン登記の届出は 18 歳以上の者が行うことができ、通常はフィンランドの個人識別番号が必要となる。ただし、(a) EU 加盟国の国民であり、フィンランドの個人識別番号を有していない、(b) 他の EU 加盟国の身分証明書を使用しているという 2 つの条件を満たす場合は不要となる。

オンライン登記には以下の 2 種類がある。

① ガイド付き設立パッケージ

フィンランド特許登録庁が提供するガイド付き設立パッケージのサービスを利用するもので、オンラインフォームを記入する方法である。会社がスタンダードフォームの定款²を採用し、株式に引受価格を設定せず、資本金を 0 ユーロとする場合にのみ利用が可能。手続手数料は 280 ユーロとなっている。

² 有限責任会社の定款のスタンダードフォーム

https://www.prh.fi/fi/kaupparekisteri/osakeyhtio/perustaminen/yhtiojarjestyksen_esimerkit.html

② 会社設立届出書（自身で書類のドラフトを作成）

自身で以下の書類のドラフトを作成する方法。

- 取締役及び（該当する場合）代表取締役による、有限責任会社法に従って会社が設立された旨の宣誓
- 会社に資本金がある場合、株式の払込金額の支払いに関する監査人の証明書、又は監査人が任命されていない場合は株式払込金額の支払いに関するその他の証拠
- 定款の写し
- メモランダム・オブ・アソシエーションの原本

会社に資本金がある場合、株主に法人などの組織が含まれる場合、届出者のいずれもフィンランドの個人識別番号を有していない場合、又は設立する会社が公開会社である有限責任会社である場合に適している。手続手数料は 370 ユーロ。正式名称の商号とは別の商号を登録する場合の手数料は 1 件につき 70 ユーロ。

(3) 紙媒体による届出

紙媒体による届出は、会社を代表する権限を持つ者（委任状を有する者を含む）であれば誰でも提出することができる。紙媒体による届出には、届出書一式（書式 Y 及び付属書式³⁾）があり、以下の 2 種類がある。

① 設立パッケージ

フィンランド商業登記所が作成したテンプレートに必要な情報を記入する形式の設立パッケージを利用する方法。パッケージは、メモランダム・オブ・アソシエーションと定款のテンプレート、届出フォーム及び手順書で構成される。メモランダム・オブ・アソシエーションと定款のテンプレートはフィンランド語のものと英語のものがある。登記内容及び定款は、フィンランド語でフィンランド商業登記所に登記される。

② 会社設立届出書（自身で書類のドラフトを作成）

³⁾ YTJ のウェブサイト <https://ytj.fi/en/index/notifications/start-upnotifications/instructions-for-filling-in-start-up-notification-forms-on-paper/instructions-for-filling-in-start-up-notification-y1.html>

関連書類を自ら作成し、届出書一式（書式 Y1、付属書式 1、個人情報書式）に記入する。フィンランド語又はスウェーデン語で作成されたメモランダム・オブ・アソシエーション及び定款を用意する必要がある。

紙媒体での提出を行う場合の手数料は 370 ユーロ。正式名称の商号とは別の商号を登録する場合の手数料は 1 件につき 70 ユーロかかる。

(4) 所要期間

申請を行う会社はメモランダム・オブ・アソシエーションの署名から 3 カ月以内に登記申請を提出する必要がある。この期限を超過した場合、会社設立手続きは無効となる。

会社は商業登記簿に登録された時点で正式に設立される。フィンランド商業登記所は、通常 21 日以内に登記を行わなければならないが、届出が電子的に提出された場合は 5 営業日以内に行わなければならないとされているが、遅延が生じることもあり、実際に登記にかかる期間は最短で 2 週間、最長で 2 カ月程度で、平均約 1 カ月かかることが一般的である。登記にかかる期間を短縮するため届出とともに迅速処理のリクエストを無料で出すことが可能となっているが、リクエストを行う際、説得的な理由を記載することが求められる。説得的な理由の定義は公式には定められていないが、例えば、保留中の取引や規制上の義務など、特別な商業上の理由が該当しうると考えられる。実際に迅速処理の要請が認められるかはフィンランド商業登記所の裁量に委ねられており、迅速処理が保証されるわけではない。なお、紙媒体で届出を提出した場合、オンライン提出に比べて処理期間が長くなる可能性がある。

2. 支店

(1) 必要情報

本社は、支店の営業開始前に、支店の設立に関する登記届出書を提出しなければならない。届出書（フィンランド語又はスウェーデン語）は、YTJ サービスのウェブページ⁴からオンラインで提出することも、フィンランド商業登記所に持参又は郵送にて提出することもできる。支店を設立する会社が EEA 外の国の会社である場合、フィンランド特許登録庁からの支店設立許可も必要になる。許可申請は、フィンランド語又はスウェーデン語の自由書式による書類をフィンランド商業登記所にオンライン又は郵送で提出することで行うことができる。申請には以下の事項を記載する必要がある。

⁴ YTJ サービスのウェブサイト <https://www.ytj.fi/>

- 申請者の名称、所在地、登録国
- 申請する許可の種類（例：支店設立許可）
- 支店の詳細（事業者番号が割り当てられている場合はその番号を含む）
- 許可が必要な理由
- 申請者又は代理人の連絡先

さらに、添付書類として以下を提出する必要がある。

- 外国企業の本国における登記簿謄本
- 法人の定款又は規則の写し
- 外国語で記載された書類のフィンランド語又はスウェーデン語の翻訳文

許可申請には、140 ユーロの申請料と 6.50 ユーロの請求書発行手数料がかかる。

登記届出書に添付する必要がある書類は以下の通り。

- 届出書一式（書式 Y1、付属書式 3、個人情報書式）〔フィンランド商業登記所が提供〕
- 支店の設立を証明するもの（例：取締役会議事録の写し）
- フィンランドにおける代表者選任の証明
- 本社の登記簿又は本社の存在を証明するその他の書類
- メモランダム・オブ・アソシエーション、定款、規程又はそれに類する書類のフィンランド語若しくはスウェーデン語の写し、又は法的に有効な翻訳
- フィンランドにおける代表者の支店の代理権限の付与及び代理方法（フィンランドにおける代表者が単独で支店を代理するか、他の代表者と共同で代理するか）に関する記載
- 支店を設立する会社が EEA 外の国の会社である場合、支店の設立についてフィンランド特許登録庁の許可を得た旨の宣誓
- 本国において会社を代表する権限を有する者の表示
- 登記手数料が支払われたことを示す領収書

フィンランドの個人識別番号を持たず、本国における本社の登記簿に記載されていない者が支店代表者として登記される場合、届出には、その者の存在を証明する書類（例えば、その者のパスポートの認証コピー）を添付する必要がある。

届出書には、フィンランドにおける代表者の情報も記載しなければならない。代表者とは、本社及びそのフィンランド支店を代理して通知を受け取る権利を有する者を指し、フィンランドに居住している必要がある。ただし、本社が EEA 加盟国の法令に基づいて設立され、EEA 加盟国に住所又は本社がある場合は、代表者は EEA 加盟国に居住していなければならない。

(2) オンライン届出

オンライン届出は、オンラインフォーム「商業登記所への届出 (Notification to the Trade Register)」⁵から提出することができる。通常、オンライン届出にはフィンランドの個人識別番号が必要だが、(a) EU 加盟国の国民であり、フィンランドの個人識別番号を有していない、(b) EU 加盟国の身分証明書を使用している、という 2 つの条件を満たす場合は不要。

(3) 紙媒体による届出

紙媒体の届出書には、支店の代表者、支店の社名に署名する権利を有する者、又はその者が委任した者の署名が必要となる。それぞれの関連書類につき記入、印刷、署名をする必要がある。その後、届出書、手数料の領収書、その他の必要書類をヘルシンキのフィンランド商業登記所に郵送又は直接持参する必要がある。

(4) 所要期間と料金

フィンランド商業登記所は、通常 21 日以内に登記を行わなければならないが、届出が電子的に提出された場合は 5 営業日以内に行わなければならないとされているものの、遅延が生じることもあり、実際に登記にかかる期間は 2 週間から 2 カ月程度で、約 1 カ月かかることが一般的。登記にかかる期間の短縮を試みることも可能だが、期間はフィンランド商業登記所の裁量に委ねられる。実際の手続きにかかる期間は、紙媒体での届出もオンラインによる届出でも同様。手数料はオンライン提出、紙媒体での提出ともに 370 ユーロがかかる。

⁵ 商業登記所への届出 (Notification to the Trade Register) オンラインサービス

<https://turvaviest.prh.fi/ilmoitus-kaupparekisteriin>

V. 設立後に必要な対応

1. 有限責任会社

承認された財務諸表は、会計年度終了後 8 カ月以内にフィンランド商業登記所に提出する必要がある。

2. 支店

本社の財務状況にフィンランド支店の収益を反映する。フィンランドに登録された支店は、会計年度終了後 6 カ月以内に財務諸表をフィンランド商業登記所へ提出する必要がある。財務諸表が EU 規則又はそれと同等の方法に従って作成されていない場合、支店の財務諸表はフィンランドの法律に従って作成し、その形式で提出する必要がある。

VI. ビザの種類、イミグレーション

1. 日本人駐在員の手続きについて

日本企業がフィンランドへの進出や人員増加を検討する際、いくつかの重要なポイントに対応する必要がある。まず、必要な労働力を評価し、求められるスキルを特定した上で、これらの役割を現地採用で補えるのか、又は海外からの採用が必要なのかを判断することが重要となる。

外国籍の従業員を雇用する場合、企業はビザや入国要件、就労許可の取得が適切に管理されるよう確実に対応する事が求められる。日本はフィンランドのビザ免除国であるため 90 日以内の滞在であればビザは不要だが、以下で詳述するとおり 90 日を超える滞在では居住許可が必要になる。そのため、90 日以内のフィンランドへの出張であればビザは不要だが、フィンランドに拠点を設立し、日本人従業員をフィンランドで雇用し、居住させる場合、その従業員には居住許可が必要になる。

フィンランドで働く日本人従業員が取得する最も一般的な居住許可として、就労者向け居住許可 (TTOL) 及び専門職向け居住許可がある。また、その他の就労可能な居住許可として、海外グループ企業からの社内転勤や起業家向け居住許可などもある。

外国企業の雇用主は、労働者派遣法に従って一時的に従業員をフィンランドへ派遣することも可能である。派遣労働者とは、一時的にフィンランドで働く労働者を指し、例えば日本の企業で通常勤務している従業員が一時的にフィンランドで業務を行うケースが該当する。従業員がフィンランドに永住する場合、その従業員は派遣

労働者とはみなされず、フィンランドの法律が広く適用される。常勤の従業員と派遣労働者のいずれの場合も、従業員の国籍などの要素を考慮して適切な居住許可を申請する必要がある。

同雇用主は、フィンランドで働く従業員の法定社会保険料の負担義務を考慮し、関連するフィンランドの労働法及び該当する場合は適用される労働協約を遵守する必要がある。派遣労働者に関する詳細情報は [Suomi.fi](https://www.suomi.fi)⁶で確認できる。

日本人駐在員の一般的な手続きの流れは、雇用主と従業員が雇用条件について合意、それに基づき従業員が適切な居住許可を申請する。外国人従業員はフィンランド人従業員と同等の権利を有し、給与や就業時間などの雇用条件はフィンランドの法律及び労働協約（該当する場合）に準拠していなければならない。また、拠点設立時に派遣される従業員と後から赴任する従業員との間で、手続きに特別な違いはない。ただし、起業家向け居住許可を申請する場合、事前にフィンランド商業登記所への登録が必要となる。これら詳細についてはフィンランド移民局のウェブサイト⁷を確認されたい。

2. ビザ

観光や出張などでフィンランドを訪れる場合、一般的にはビザが必要だが、北欧諸国又は EU 加盟国の国民であればビザは不要であり、同様に、日本を含むビザ免除国の国民であり、有効なパスポート又は同等の渡航書類を所持している場合もビザは必要ない。

ビザは、90 日以内の短期又は一時的な滞在のための入国許可証のため、その他の目的でフィンランドに滞在する場合は、居住許可証を申請しなければならない。

フィンランドに 90 日を超えて滞在する場合は、国外で最初の居住許可を申請し、その許可がなければフィンランドに来ることはできない。居住許可証の申請中にフィンランドを訪れた場合、ビザ免除期間が終了するか、ビザの有効期限が切れると自国に戻らなければならない。

3. 居住許可

(1) 就労者向け居住許可

⁶ [フィンランドの行政サービスポータルサイト](https://www.suomi.fi)

<https://www.suomi.fi/company/being-an-employer/employers-responsibilities/guide/employers-responsibilities-and-obligations/posted-workers>

⁷ フィンランド移民局ウェブサイト：<https://migri.fi/en/entrepreneur>

90 日を超える期間フィンランドに滞在する場合は居住許可が必要となる。EU 加盟国、北欧諸国、リヒテンシュタイン、スイスの国民であれば、フィンランドで就労するための居住許可は不要（ただし、一定の条件を満たすときは、フィンランドに居住登録をする義務がある）。居住許可は就労許可とは異なるものの、通常はフィンランドで就労するために付与された居住許可は就労許可としても機能する。居住許可の有効期間は 1 年間で、有効期間が切れる前にフィンランド移民局のウェブサイト⁸から申請すれば有効期間を延長することが可能となっている。

就労の種類によって居住許可申請の種類は異なるものの、以下が一般的な申請の種類の一部となっている。その他の種類についてはフィンランド移民局のウェブサイト⁹を参照されたい。

- フィンランドの雇用主又はフィンランドで事業を営む雇用主の下で働くためにフィンランドに入国する場合は、就労者向け居住許可（TTOL）を申請しなければならない。就労者向け居住許可は、その職業が属する専門分野に基づいて発行される。居住許可を申請する前に雇用が確定している必要がある。雇用主は、フィンランド国内又は EU/EEA 内に当該業務に適した労働力が見つからないためフィンランド国外及び EU/EEA 外から労働力を受け入れる必要があることを証明しなければならない。この証明にあたっては、雇用主は、ジョブ・マーケット・フィンランド（Job Market Finland）に求人広告を少なくとも 2 週間掲載し、適した労働力が見つからなかったことに関する採用報告書を従業員の TTOL とともに提出する必要がある。雇用主は従業員の応募を支援させるためエンターフィンランド（Enter Finland）のサービス¹⁰を利用することが推奨されており、フィンランド移民局は TTOL 申請プロセスの一環として労働力の有無の判断を行う。
- 外国人を雇用する際、雇用主は以下に列挙する一般的な要件を遵守する必要がある。
 - 従業員が就労を理由に居住許可を申請する場合、雇用主は雇用条件やその他の情報を記入して従業員の申請を補完する必要がある。雇用条件は、従業員がエンターフィンランドでオンラインにて居住許可申請を提出した時点で記入することができる。
 - 雇用主は、従業員がフィンランドに居住し就労する権利を有していることを確認し、雇用関係が継続する限り就労の権利が有効であること

⁸ 居住許可延長申請：<https://enterfinland.fi/eServices/info/residenceextension>

⁹ 就労に基づく居住許可：<https://migri.fi/en/coming-to-finland-for-work/applications>

¹⁰ エンターフィンランドウェブサイト：<https://enterfinland.fi/eServices/home/employer>

を保証しなければならない。これは、例えば居住許可カードを確認することで行うことができる。

- 雇用主は、従業員の氏名、雇用期間、該当する場合は適用される労働協約などの詳細情報を含め、従業員の雇用についてフィンランド移民局に通知しなければならない場合がある。この通知は、フィンランドへの入国に関するオンラインサービスであるエンターフィンランドのページからオンラインで行うことができる。
- 雇用主は、すべての外国人従業員及びその就労権に関する記録を保管しなければならない。フィンランドの職業安全衛生当局がフィンランドにおける外国人の就労権を管理しており、例えば従業員の居住許可カードのコピーを控えておくなど、雇用主が必要に応じてこの情報を提示できるようにしておく必要がある。

フィンランド移民局が公開している従業員のための居住許可取得手続き全般に関する雇用主向けの説明パッケージ¹¹には、さらに詳しい情報が記載されている。

(2) 専門職向け居住許可

専門職として雇用される者については、就労者向け居住許可とは別の居住許可を申請することができる。以下の条件をすべて満たす場合、専門職とみなされる。

- 特別な専門知識を必要とする専門的な職務に就くためにフィンランドに来る場合（高度技能労働者）
- 2024年の給与が月額3,638ユーロ以上である場合
- 高等教育の学位を取得しているか、又は実務経験やその他の教育を通じて業務に必要な特別な専門知識を習得している場合

なお、専門職として認められる職務については明確に規定されていないものの、一般的に、その職務が特別な専門知識を必要とする場合には専門職とみなされる。専門職とみなされる可能性のある職務としては、例えば、IT専門職、専門

¹¹[居住許可取得手続き全般に関する雇用主向けの説明パッケージ](https://migri.fi/documents/5202425/212613352/Migri+ja+WiF'++Ohjepaketti+%28EN%29.pdf/50732ad2-e341-3b78-5a5e-92ccf28773b7?t=1724074181742)：

<https://migri.fi/documents/5202425/212613352/Migri+ja+WiF'++Ohjepaketti+%28EN%29.pdf/50732ad2-e341-3b78-5a5e-92ccf28773b7?t=1724074181742>

分野における高等教育学位取得者、その他業務上特別な専門知識を必要とする高等教育学位取得者が挙げられる。

専門職務に関する明確な証明要件はない。もっとも、雇用主は従業員の専門性を保証する必要があるため、例えば従業員の学歴や専門性に関する一定の書類が必要となる場合がある。従業員が専門職として居住許可を申請する場合、雇用主は申請書に雇用と会社に関する情報を補足し、申請料を従業員に代わって支払う必要がある。

また、専門職として居住許可を申請する前に雇用が確定していなければならない。専門職としての最初の居住許可は最長 2 年間付与される。雇用期間が 2 年未満の場合、居住許可は雇用契約の期間に応じて有効となる。

(1) (2) の状況に応じて正しい申請タイプを確認する必要がある。最初の居住許可は、フィンランド移民局が提供する公式のオンライン申請プラットフォームのエンターフィンランド¹²又は紙媒体の申請書で海外から申請ができる。申請は本人が行う必要があり、雇用主が本人に代わって行うことはできない。ただし、雇用主が申請書を補完することは可能となっている。申請書の準備が整った段階で、フィンランド入国前に、フィンランドの在外公館（大使館又は領事館）で予約を取り、訪問する必要がある。

申請の処理時間は申請理由によって異なる。申請処理にかかるおおよその時間はチェッカー¹³で確認ができる。なお、予想される処理時間はあくまで目安であり、実際の処理時間はそれより長くなる場合や短くなる場合がある。

申請プロセスの詳細についてはフィンランド移民局のウェブサイト¹⁴を参照されたい。

VII. 事業開始に必要な手続

フィンランドでの事業開始は通常簡単な手続きで進められるものの、具体的な要件は事業内容によって異なる場合がある。フィンランドで事業を開始するために必要となる公的な手続きは上記の手続きのみとなっている。会社登記を行い、必要な許可を取得すれば、事業を開始することができる。

¹² エンターフィンランド 居住許可オンラインサービス : <https://enterfinland.fi/eServices>

¹³ 推定処理時間確認サイト : <https://migri.fi/en/processing-times#table>

¹⁴ フィンランド移民局ウェブサイト : <https://migri.fi/en/applying-for-a-residence-permit>

ただし、事業内容に応じて以下のような追加手続きが必要となる可能性がある。

1. 税務登録

フィンランドで事業を行う場合、付加価値税を含む税務登録が必要となる場合がある。付加価値税登録は、現地法人でも支店でも、事業の売上高が一定の基準（2025年2月現在は年間2万ユーロ）を超える場合に必要となる。ただし、EU域外に設立された会社は、付加価値税の免税基準の適用を受けられないため、フィンランドで事業を行う支店は必ず付加価値税の登録を行う必要がある。また、従業員を雇用する場合は、法人所得税と雇用者負担金についてもそれぞれフィンランド税務当局への登録が必要となる。登録は、法人所得税及び雇用負担金の納税義務発生日を記入することによってフィンランド商業登記所への会社設立届出と同時に行うことができる。また、後日、紙媒体による届出又はフィンランド税務当局のウェブサイト¹⁵を通じて登録を行うこともできる。

2. 許認可

業種や事業活動の内容によっては特定の許認可が必要となる場合がある。例えば、食品事業、ヘルスケア、輸送業などの分野では、特定の規制要件があることが一般的となっている。事業を開始する前に、計画中の事業活動に許認可が必要か否かの確認が必要となる。

3. 銀行口座

一般的に、会社の財務管理を適切に行うためには専用のビジネス銀行口座を開設する必要がある。フィンランドのビジネス銀行口座は、税金の支払い、従業員の給与、サプライヤーへの支払いなどの取引に必要となる。

銀行口座開設には、原則銀行口座契約と銀行サービス契約（インターネットバンキングなど）の2つの契約が必要となる。フィンランドの銀行は通常、かなり広範なKYC書類（顧客確認）の手続きを行う。KYCは、金融機関や企業が顧客の身元や取引の目的を確認し、不正行為やマネーロンダリング、テロ資金供与を防止するための重要なプロセスで、少なくとも関係者のパスポートの写し、組織図、FATCA（米国の税法である Foreign Account Tax Compliance Act）及び CRS（Common Reporting Standard：共通報告基準）分類、PEP情報（政治的に影響力のある人物に関する情報）、実質的支配者情報が必要となる。また、銀行口座の利用権限者を確定する必要がある。

4. 従業員への配慮

¹⁵フィンランド納税者向け電子サービス：<https://www.vero.fi/en/e-file/mytax/>

フィンランドでは従業員保護が重視されており、雇用主は労働法を遵守しなければならない。雇用契約は口頭でも書面でも結べるが、誤解を避けるためにも書面での契約が推奨される。また、雇用主は法定義務の遵守と従業員保護のため、年金保険や労災保険など必要な保険に加入する必要がある。さらに雇用主は、従業員が1名であっても、労働者の健康管理を目的とした医療・保健サービスである法定の予防的労働衛生管理の手配が義務付けられる。法定の予防的労働衛生管理は、地域の保健センターの産業保健部門、産業保健組合、又は民間医療センターの産業保健サービスを通じて手配することができる。雇用主は、利用可能な産業保健サービス提供者を特定し、選択したサービス提供者と産業保健の提供に関する書面契約を締結する必要がある。ただし、健康保険の提供は雇用主の任意。雇用主は、給与の支払いや年金保険料の管理も行う必要がある。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250011>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp